

13 高次脳機能障害者の地域生活に向けて ―障害者支援施設の調査結果―

管理部医事管理課医療相談室 飯塚真理 茅根孝雄 田代優子 下重敏子

【はじめに】

医療相談室では、入院・外来の患者様に社会資源等の情報提供を行っている。その中で、自立支援法施行直後、医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）が関わり増加傾向にあったのが、高次脳機能障害で在宅生活を送る患者様の精神障害者作業所の利用希望であり、H19年作業所に電話調査を行い、実際には作業所で受入可能と言われることが少ない現状であった。そこで、H24年3月障害者自立支援法への移行期間終了を控え、基本的には障害を問わず受け入れ対象となった（なる）施設が、高次脳機能障害者も受入可能となった（なる）のか、現状、今後の課題を確認することとした。

【方法】

調査対象は、昨年度当院入院・外来患者様のうち、過半数を占める当院近郊地域の埼玉県14市町と東京都3市区内、自立支援法通所・入所施設、旧法通所・入所施設358ヶ所に対し平成23年10月にFAX送付を行い、99ヶ所の返答。主な調査項目は、高次脳機能障害者の受入れ、施設概要、利用手続きなどについてである。

【結果】

平成23年10月1日現在、高次脳機能障害者を受け入れている施設は26ヶ所（26%）、受け入れている施設は73ヶ所（74%）であった。現在受け入れている施設73ヶ所のうち、これまでに受け入れたことのある施設は8ヶ所（10%）、受け入れたことのない施設は47ヶ所（58%）、無回答18ヶ所（32%）。返答のあった全99施設のうち、今後受入可との回答が8ヶ所（8%）、応相談が42ヶ所（42%）、困難が49ヶ所（50%）であった。

今後、受入可及び応相談と回答があった50施設のうち、利用時に手帳取得が必須である施設は32ヶ所（64%）、未取得でも利用可能な施設は17ヶ所（34%）、無回答1ヶ所（2%）であった。

その中で、高次脳機能障害者を主として受け入れている施設はない。他の障害の中で、主として知的障害を受け入れている施設が22ヶ所（42%）、次いで精神障害（高次脳機能障害以外）12ヶ所（23%）、肢体不自由9ヶ所（17%）、2障害以上の障害を主としている施設が5ヶ所（10%）である。

【考察と今後の課題】

今回の確認は埼玉県と東京都の一部の施設であること、確認方法がFAX送付であることから、施設全体の回答とは捉えにくい。

また、当院では「診断書記載時初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの」という要件を充たさず、退院時に手帳の取得が難しい患者様が多い。高次脳機能障害者が地域で生活するにあたり、手帳未取得での施設の利用希望者は増加するが、実際に利用可能な施設は少ない現状にある。

さらに、今回返答のあった施設は、受入可より応相談との回答が多い。理由として、その方の状態による、対応できる人員が不足している、という回答があった。そのため、今後、患者様がよりよい地域生活を送るために、人員不足に関しては対応が難しいが、その方の状態による場合、施設職員が患者様を理解し、他の障害の方と共存しながら地域への移行が円滑に行われるよう、MSWが個々の患者様を理解し適切な情報提供を行い、連携しながら支援していくことが必要であると考えます。